

1 議 事 日 程（第3日）

（平成24年第2回有田川町議会定例会）

平成24年6月25日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 陳情の審査報告について（陳情第4号）

日程第2 陳情の審査報告について（陳情第2号）

追加日程第1 発委第2号 非核三原則の早期法制化を求める意見書の提出について

追加日程第2 発委第3号 障害者総合福祉法の早期制定を求める国への意見書の提出
について

日程第3 議案第48号 平成24年度有田川町一般会計補正予算（第1号）

日程第4 議案第49号 平成24年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第5 議案第50号 平成24年度有田川町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第6 議案第51号 有田川町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第52号 有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第53号 有田川町清水斎場条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第54号 有田川町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第55号 有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

日程第11 議案第56号 有田川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関
する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第57号 有田川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条
例の制定について

日程第13 議案第58号 有田川町へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

日程第14 議案第59号 有田川町立児童館条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第60号 有田川町農林産物振興センター条例を廃止する条例の制定につ
いて

日程第16 議案第61号 有田川町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17 議案第62号 和歌山県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議につ
いて

日程第18 議案第63号 訴訟上の和解について

日程第19 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第20 議案第65号 平成24年度下非第1号土生工区污水管渠布設工事に伴う水道管
移設工事の請負契約について

日程第21 議案第66号 平成23年度繰越吉備中学校屋内運動場改築工事の請負契約について

日程第22 選挙第6号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

日程第23 農業委員の推薦について

日程第24 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第25 常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件

日程第26 特別委員会の閉会中の継続調査の件

日程第27 議員派遣の件

日程第28 議長への委任について

2 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	増谷 憲	2番	堀江 眞智子
3番	橋爪 弘典	4番	東 武史
5番	岡 省吾	6番	前勢 利夫
7番	湊 正剛	8番	佐々木 裕哲
9番	森本 明	10番	殿井 堯
11番	坂上 東洋士	12番	楠部 重計
13番	新家 弘	14番	西 弘義
15番	中山 進	16番	竹本 和泰
17番	亀井 次男	18番	森谷 信哉

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（2名）

16番	竹本 和泰	17番	亀井 次男
-----	-------	-----	-------

5 会議録署名議員

7番	湊 正剛	13番	新家 弘
----	------	-----	------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（22名）

町 長	中山 正隆	副町長	山崎 博司
清水行政局長	保田 永一郎	消防長	前田 英幸
総務政策部長	武内 宜夫	住民税務部長	坂上 泰司
建設環境部長	前 守	福祉保健部長	中島 詳裕
産業振興部長	福原 茂記	総務課長	田代 定昭
企画財政課長	林 孝茂	教育委員長	早田 智代
教育長	楠木 茂	教育部長	三角 治

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局 局長	山本 泰司	書記	林 美穂
--------	-------	----	------

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（中山 進）

おはようございます。

16番、竹本和泰君、それから17番、亀井次男君から、少しおくれるとの連絡がありましたので御報告いたします。

ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、本日の説明員は、町長ほか13人であります。

……………日程第1 陳情の審査報告について……………

○議長（中山 進）

日程第1、陳情の審査報告についてを議題とします。

陳情第4号として、非核三原則の早期法制化を求める意見書の提出についての陳情が、本定例会第1日目において、総務文教常任委員会に付託されています。この件について、委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、殿井堯君。

○総務文教常任委員長（殿井 堯）

委員長報告を行います。

陳情第4号、非核三原則の早期法制化を求める議会決議・意見書採択のお願いが、本定例会第1日目において、当委員会に付託されました。

去る6月7日に委員会を開き、当町は平成18年、非核有田川町宣言を行っていることを踏まえ、陳情の趣旨、内容等について慎重に審査をいたしました。その結果、全会一致で採択と決定しました。

十分に御審議の上、よろしく決定くださいますようお願いを申し上げ、報告を終わります。

○議長（中山 進）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本件は採択することに決定しました。

……………日程第2 陳情の審査報告について……………

○議長（中山 進）

日程第2、陳情の審査報告についてを議題とします。

陳情第2号として、障害者総合福祉法の制定を求める国への意見書についての陳情が、平成24年第1回定例会において、住民福祉常任委員会に付託されています。この件について、委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

住民福祉常任委員会委員長、増谷憲君。

○住民福祉常任委員長（増谷 憲）

委員長報告を行います。

陳情第2号、障害者総合福祉法の制定を求める国への意見書についての陳情が、平成24年第1回定例会の3月1日において、当委員会に付託されておりました。

去る3月6日、5月9日、6月11日の3回にわたり、全委員出席のもと委員会を開催し審査いたしました。陳情の趣旨、内容等について審査する過程では、有田つくし福祉会の鬼松光夫氏や福祉保健部から御出席をいただき、陳情の趣旨説明等をしていただき質疑応答を行いました。障害者が暮らしやすい制度にするために制定される必要があるのではないかという意見が出されました。採決の結果、全員賛成で採択と決定いたしました。

十分御審議の上、よろしく決定くださいますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（中山 進）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本件は採択することに決定しました。

暫時休憩します。その場でお待ちください。

~~~~~

休憩 9時37分

再開 9時39分

~~~~~

○議長（中山 進）

再開します。

お諮りします。

ただいま総務文教常任委員長から、発委第2号、非核三原則の早期法制化を求める意見書の提出について、住民福祉常任委員長から、発委第3号、障害者総合福祉法の早期制定を求める国への意見書の提出についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題にしたいと思えます。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

発委第2号及び発委第3号を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題とすることに決定しました。

……………追加日程第1 発委第2号……………

○議長（中山 進）

追加日程第1、発委第2号、非核三原則の早期法制化を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者であります総務文教常任委員会委員長に、提案理由の説明を求めます。

総務文教常任委員会委員長、殿井堯君。

○総務文教常任委員長（殿井 堯）

発委第2号、非核三原則の早期法制化を求める意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

本議案は、ただいま陳情の審査報告の中で採択と決定しましたので、それに沿って当議会として意志をあらわすために、会議規則第14条第3項の規定に基づき提案するものであります。

なお、お手元に配付させていただきました意見書（案）の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

非核三原則の早期法制化を求める意見書（案）。

広島・長崎の原爆被爆から66年がたちました。「再び被爆者をつくるな」という原爆の被害者の悲痛の願いを初めとして、我が国の非核三原則を国是とする核兵器反対の政策は、世界じゅうの国々、国民を動かして、幾度となく訪れた核兵器使用の危機を防いできました。今、核兵器廃絶を目指す潮流は、さらにその流れを強めています。

核兵器を使用した唯一の国であるアメリカのオバマ大統領が、「核兵器のない世界」を追及していくことを明言しました。我々は核被爆を体験した国民として、二度と惨禍を繰り返さないように核兵器廃絶に向け主導的役割を果たすべきです。そのためにも非核三原則、その法制化を早期に図ることによって国際的な世論のリーダー役として明確な意見を示すことができると信じます。

よって、国会及び政府におかれましては、被爆国日本として世界の諸国、諸国民からかけられた期待の大きさを踏まえて、非核三原則の法制化の決断を早期に決断されることを要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月25日、有田川町議会。

なお、意見書提出先は、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長であります。

慎重に御審議いただき御賛同賜りたく、よろしくお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願い致します。

○議長（中山 進）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり提出することに決定しました。

……………追加日程第2 発委第3号……………

○議長（中山 進）

追加日程第2、発委第3号、障害者総合福祉法の早期制定を求める国への意見書の

提出についてを議題とします。

提出者である住民福祉常任委員会委員長に、提案理由の説明を求めます。

住民福祉常任委員会委員長、増谷憲君。

○住民福祉常任委員長（増谷 憲）

発委第3号、障害者総合福祉法の早期制定を求める国への意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

本議案は、ただいま陳情の審査報告で採択と決定しましたので、それに沿って当議会として意志をあらわすために、会議規則第14条第3項の規定に基づき提案するものであります。

なお、お手元に配付させていただきました意見書（案）の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

障害者総合福祉法の早期制定を求める国への意見書（案）。

我が国では、平成18年4月に障害のある人も障害のない人とともに、地域社会で生活できるための仕組みを目指した「障害者自立支援法」が施行された。

平成22年1月に障害者制度の集中的な改革を行うため、内閣府における「障がい者制度改革推進本部」のもとに「障がい者制度改革推進会議」が設置された。平成23年8月には、推進会議のもとに設けられた総合福祉部会において、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」が取りまとめられたところである。障害の種類や程度、家族の状況、経済力、居住する自治体にかかわらず障害者がみずから選んだ地域で自分らしく暮らせる社会を実現するためには、障害者基本法や今般の骨格提言に沿って「障害者総合福祉法」（仮称）を着実、速やかに立法化する必要がある。

以上の観点から、「障害者総合福祉法」（仮称）の確実な成立と施行を求め、国家及び政府に対して以下のとおり強く要望する。

記

1、障害者総合福祉法制定に当たり、推進会議の総合福祉部会が取りまとめた「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を最大限尊重し反映させること。

2、障害者総合福祉法の制定に当たり、国がこの制度を円滑に進めるための地方自治体の財源を十分確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年6月25日、有田川町議会。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣であります。

十分御審議をいただき、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中山 進）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり提出することに決定しました。

……………日程第3 議案第48号……………

○議長（中山 進）

日程第3、議案第48号、平成24年度有田川町一般会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第4 議案第49号……………

○議長（中山 進）

日程第4、議案第49号、平成24年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 5 議案第 5 0 号……………

○議長（中山 進）

日程第 5、議案第 5 0 号、平成 2 4 年度有田川町水道事業会計補正予算第 1 号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 6 議案第 5 1 号……………

○議長（中山 進）

日程第 6、議案第 5 1 号、有田川町行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第7 議案第52号……………

○議長（中山 進）

日程第7、議案第52号、有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第8 議案第53号……………

○議長（中山 進）

日程第8、議案第53号、有田川町清水斎場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第9 議案第54号……………

○議長（中山 進）

日程第9、議案第54号、有田川町体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第10 議案第55号……………

○議長（中山 進）

日程第10、議案第55号、有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 1 1 議案第 5 6 号……………

○議長（中山 進）

日程第 1 1、議案第 5 6 号、有田川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 1 2 議案第 5 7 号……………

○議長（中山 進）

日程第 1 2、議案第 5 7 号、有田川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第13 議案第58号……………

○議長（中山 進）

日程第13、議案第58号、有田川町へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第14 議案第59号……………

○議長（中山 進）

日程第14、議案第59号、有田川町立児童館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第15 議案第60号……………

○議長（中山 進）

日程第15、議案第60号、有田川町農林産物振興センター条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第16 議案第61号……………

○議長（中山 進）

日程第16、議案第61号、有田川町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第17 議案第62号……………

○議長（中山 進）

日程第17、議案第62号、和歌山県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第18 議案第63号……………

○議長（中山 進）

日程第18、議案第63号、訴訟上の和解についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、前勢利夫君。

○6番（前勢利夫）

本件は、はっきり申し上げまして異例の案件だと思います。1年余り前に、本件を町のほうから裁判にかけるということで、町民を相手に発した問題でございました。議会においても、わずか1票差で賛成の経過をたどって今日に至っております。

そもそも私自体も、はっきり申し上げまして賛成した1人でございます。その前提として、少なくとも個人の生命と財産を守る、これは国家の使命であると同時に地方自治体の使命でもございます。私が賛成した理由は、賛成の文章にもはっきり記載されておりますとおり、いわゆる登記については時効が来ておるということをはっきりと当時の執行部、現在でもそうですが、申し上げた結果、もう紛争の締結は時効が成立しているのであれば、当然法的に可決され、またその方法として先方が相手になってくれるのであれば、やむを得ない措置として訴訟をやる以外にないと決断したからでございます。

その後の経過の中で今日を得たわけですが、御案内のとおり、当時の旧金屋町においても、この件に関する限り何の公共用地としてのはっきりした文章もなく、一片の証拠もないという実情がはっきりとなるにつれて、しかもそうなれば証拠としては唯一証人による立証証拠しか存在が許されないわけでございます。60有余年も経過する中で、証人自体、非常に厳しい状況であることは、人間の記憶、そんなえそんなえ文章以外、または録音、その他によってこそ立証できますが、だれであっても67年前のことについてははっきりとした立証はできないのは、これは火を見るよりも明らかです。

こういう経過になったということを経中の何で知りましたし、これはもう大変なことだなというふうに感じるわけでございます。私、かねがね申しておりますとおり、28年7月18日、大水害によりまして、この土地が流出したり荒廃した。荒廃は、まだそのままの形である程度残るのでございますが流出地については、非常に複雑なものがございます。御案内のとおり、これははっきり申し上げまして、金屋橋上流からの地点は、奥に至るまで、有田川流域を中心として、その枝谷も含めて、これが現在まではっきり登記の面において、そのままの形で存在していることは極めて明白な事実でございます。

その後、明治36年にできました国土地理法によりまして、いわゆる地籍という形で進められておるわけでございますが、この問題については私も今回の一般質問でやりましたとおり、まだ遅々として進んでおらない。全国の自治体においては、パーセントで言いますと35%ぐらい、これは本当に大変なことでございます。本来は、これは国が責任を持ってやるべきことです。地方自治体に押しつける問題じゃないんです、これは法的に。国土法によりまして、そのことは明言されております。あらゆる形において、大きな支障を来しておる。こういう中で、この問題のこういう形の終止符が打たれますと、私はその点について、果たして治権と公共の福祉、そういう面を

含めてこれでよいのだろうかということをお慮するものでございます。

ただし、全員協議会でも、担当の教育委員会を通じまして、本当に長時間にわたって審議したわけでございますが、これは明らかに法律の問題でございますので、改めて本会議において、私はその点、当局としては、なぜこういう事態になったのか、これは今後絶対にこの判例によってほかの地域に支障を来すことはないのか、その確認を法の上においてははっきりとこの際、答弁しておいていただきたい。これはもう大変な問題を今後惹起するのは、火を見るよりも明らかと私は思っております。その点について、改めて今申し上げましたことについて、はっきりした答弁をいただいております。よろしくお願いたします。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

この問題、1年前に皆さん方に議決をいただいた中でこういう結果になって、本当に御迷惑をおかけしたことで、まず冒頭に謝りたいと思っております。

この問題、当時起こったとき、これはもう時効も成立できるやろうし、また証人の方にもしっかりと証言していただければ、必ず裁判には勝てるという状況から始まったんですけれども、途中でいろんな問題が出てきて、この件については双方和解ということであるのが一番ベターな選択ではなかろうかということで、今回この議案を提出させていただきました。

前勢議員がおっしゃるとおり、金屋橋上流については、たくさんの河川敷内にも個人名義の土地がたくさん残っていると伺っておりますし、その事実も存じ上げております。今後、これが地籍を進めるについて、またいろんな問題が出てくると思っております。それが、この結果と結びつくようなことはないと思っておりますので、その点、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（中山 進）

ほかに質疑ありませんか。

6番、前勢利夫君。

○6番（前勢利夫）

最後の結論、これをもって私も了承したいと思うんですが、最終的な面で絶対に今、町長が言明されたこと、これはもう記録に残ることでございますが、そういうことはこの判例によってないように、和解にしてでも、いわゆる調停にしてでも、一つの争いを起こして裁判所が立ち会うということになりましたら、判決がなくても法的に、いわゆる判例として残ってくるわけです。これをもって類をほかに及ぼすことのないように再確認、これはもうはっきりした答弁をいただきましたので、これ以上私はもう追及しませんが、その点についての執行部も覚悟を持って臨んでいただきたい。

それと、あえて申し上げておきます。やはり何といたっても人間が道徳で規制をして、

それによって行動して、それを一糸も乱さん格好でいくのが一番理想だと思います。しかし、法によっていろいろなものがきちっと規制されておかないと、人間というのはまことに聡明な反面、勝手な行動に走る習性を持っております。それを踏まえて、10番議員もいわゆる瑕疵の問題で一般質問をやられたんでございますが、あの問題等も検討したとき、町自体の、行政当局自体の、いわゆる自治法を中心として、我々は自治法が中心でございます。現場における法体制の研究、整備、それは果たしてどこまでできているのか、非常にこの問題、瑕疵の問題を通じて私は痛切に感じておりました。これもあえて提言しておきます。これはもう10番議員に明確に対処することを町長は答えられておりますので、町長の今後の対応に期待するわけです。そういう面をきちっとした地方自治法を根幹として、町の条例、規則、これをあらゆる形の上できちっと当てはめていただかなければ、これを当てはめることは当然でございますので、そのことを強く再度本会議においても要請いたしまして、これはもう答弁ただかなくても結構でございますので、はっきりと申し上げておきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中山 進）

ほかに質疑ありませんか。

10番、殿井堯君。

○10番（殿井 堯）

今、同僚議員が申されたように、こういう住民を相手に裁判ということはいかなもんかというふうな意見で僕は提出させていただきました。しかし、現状は経過を追うて、今現状の位置に来ていると。これ以上どうのこうのということじゃなくて、今後、だったらどうしますか、裁判についても裁判費用をどうしますか、弁護士代についても弁護士費用をどうしますか、という明確、最終的には何と何とでこういうふうには和解するというのをこの間説明を受けましたけど、それは確かなものであるか。最終的に仮に今後和解を結びにいった場合、向こうのほうから別の条件が出てきたと、そういうふうな関連はもう絶対ないかと。現状で今、この議案に上げられてる60万円の弁護士費用の予算、これを支払った場合に、これ以上の向こうからの請求はないという確かな理詰め、確かな線引き、これはこう、これはこう、後は一切ないという報告を議会のほうへ報告してもらえたら。もしそれ以上のことを向こうが要求してくれて、もしわぐたまるようでしたら、これはまた大変なことになるんで、その点だけきっちりした線引きできるかどうか。今、議案が上がってるこれ以上のことは絶対ないんか、そのはっきりした明確な答えというものをいただきたいと。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

お答えしたいと思います。

この前、10番議員にもお答えしたとおり、弁護士費用はお互いに折半、金銭の要求は一切ないということで、土地だけもうお返しすると。もしそれ以外のまた新たな条件が出てくれば、和解はできないと思います。それ以外にお金を持ってこいとか、弁護士費用をどっちせえとかっていうまた新たな要件が出てきたら、もうやっぱりこれは和解にはならないと思いますんで、今のところ弁護士双方も通じて、土地の移動だけで和解の提案が来てますので、それ以外には今のところ何も考えておりません。

○議長（中山 進）

10番、殿井堯君。

○10番（殿井 堯）

ちょっとごめんなさい。ちょっと今、答弁を聞いて、現状以上に万が一、金銭とかそういう要求があった場合には和解できないというとり方でいいんですね。しかし、その今現状のまま、次もし相手方から金銭の要求があった場合は、最後まで行くという決意ということに受け取ったらいいいんですか。だから、そういう決意で受け取らせてもらいますけども、しかし、それでしたら、今の段階で向こうがまだどういうふうな格好で出てくる可能性を秘めてるっていう意味でとったらいいい、それは違いますね。だから今、現時点で、はっきりしたことだけ申し上げてくださいということなんで。だから向こうは、要はこれ以上一切何もかも請求はしてこんというところで、この和解へかけてるん違いますか、そういうことですね。だから、後のことはもうないっていうことですね。その点だけ、もう一言弁明願えますか。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

この議案書の和解の条項という案を出させてもらってます。これをもう双方で、きちっと双方の弁護士を通じて話し合った中の和解の条件でありますんで、これ以上の請求はないと思います。（「わかりました」と殿井議員、呼ぶ）

○議長（中山 進）

ほかに質疑ありませんか。

17番、亀井次男君。

○17番（亀井次男）

この件については、先ほどの議案第54号で、この施設の廃止とか言うてる部分についても、先日の全員協議会でいろいろ、副町長から、また担当者からもいろいろ御説明を聞いて何してたんで、質問が同じように重なってくると思うんです。僕の思ってるのが2点あって、1点目が、金屋の地籍が入ったときに、突然自分とこの所有権と、もう一つは、今までの使用権の金額の請求が旧金屋町で起こったと。それが平成17年ぐらいの話であります。そして、昭和の大合併、平成の大合併という形の中で有田川町に引き継いできた話の中で、これで問題は町民と町がけんかするんはいかが

なもんかなとか、いろいろな意見の中で小差で裁判かけるとき承認されたと。そのときに賛成した議員は、今町長が言うように、こんなもん勝てるもんやでと、時効が成立してるさけ勝てるんやでっていう意見も説明もあったけど、議会としてはなぜ賛成したんかって言うたら、その土地が地籍入ってでも、地籍調査してでも、その中が未確定になってると。そして、町へまたそれを所有権を要求されてる、そういうようなことになって、もし中山町長が有田川町として、金屋町のときも話がつかなんだやつを、有田川町でもし和解なんかしたら、これは背任行為で、町民から町長は訴えられるでということが僕、大きな形もあったということで、その点をきちっと、なぜこれを町民と裁判になったんかというものを、それを柱の一つやというものを確認したいのと、もう1点は、その当時、いろいろ地元で土地をこしらえた。区で責任を持ってこしらえてんけど、そのときの区の大事な書類を区長さんに引き継いできてんけど、火災になって証拠が消えてしもたという話の中で、今度はもう実際のそういう書類的なこともわからんねと、こういう話もある。

ただ、一番中心にもう1点、大きくしたい話は、証人の証言依頼をするのに電話一本でしてたとか、こういう点が僕は一番大きな問題やと思うんで、今後二つある一つが、どういうことあっても不正なことであつたら、きちっと町としては毅然な態度をとって司法の判断を仰ぐというものが1点と、またそういうふうになったらできるだけ証人の力が物すごい大きいと思う。裁判でといったら、きちっとした皆書類、書類っていうものでいくんで、そういうときにきちっとした依頼というものもすべきではないかということ。今度はもうすべて、いろいろそのときに都合で裁判所へ行けなんだ人、行けた人にもちゃんとお礼はすべきではないかと。その2点だけ、一遍ちょっと町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

証人の件については、電話だけでしたというのではなしに、僕ももう1人の方にも3回、役場へおいでいただいて、丁寧に要請をさせていただきました。もちろん、御指摘されるように公式な文書でお願いしたわけではありませんけれども、3回、町長室へ来ていただいて、出てほしいというお話をさせてもらった中で、どうしても出られないという返事をいただきました。本当にこの件については、皆さん方には大変御迷惑をおかけしました。もちろん、証人に出てくれた方にもいろんな思いをさせたことは事実でありますんで、また今後検討をさせていただきたいと思います。

○議長（中山 進）

ほかに質疑ありませんか。

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

今、同僚議員から同じような質疑があったわけですが、再度私も細部的に確認させていただきたいんですけども、自治法96条第1項第12号は和解ということで明記されていますが、和解する場合の議会の議決が必要な理由が明記されています。処理の結果いかんにより財政負担が伴うのと、町やその他の利害にも及ぶことから議会の議決が必要だと明記されているわけですが、そこで再度、一番心配している点ですが、両者が和解ということなので、この和解条項の第3項目の、「両者には土地に関して何らかの債権・債務のないことを相互に確認する」と明記されていますけれども、債権・債務のないこととは、どういう内容を指すのか改めて確認させていただきたいのと、第2点目に、相互に確認するとはどういう法的効果を指すのか、確認させていただきたいと思います。

それから三つ目に、和解というものは判決にはならないけれども、判決と同じ効果もします。ですから、和解なのでありますから、判例とならないと弁護士から私は聞いておりますが、この点も改めて確認させていただきたいと思います。

以上3点、よろしくお願いたします。

○議長（中山 進）

教育部長、三角治君。

○教育部長（三角 治）

増谷議員の御質疑にお答えさせていただきます。

まず、利害というふうなことです。私ども、そういうことで提出させていただいております。次の債権・債務ということでございます。この土地につきましては、要するにお互い、これ以後、これが決定された以降、これに関して金品の要求はしない、この土地に関する金品のやりとりはいたしませんというふうなことです。

最後のお話ですけども、判例にはならないというふうなことにつきましては、そういうふう聞き及んでおります。以上です。

（「確認するという法的効果は、もうどうですか、再度確認。確認するというのは、どういう法的効果を指すのかということですけど。」と増谷議員、呼ぶ）

○教育部長（三角 治）

確認と申し上げますと。

（「第3項目のところです。」と増谷議員、呼ぶ）

○教育部長（三角 治）

相互に確認ですね。お互いこの書面をもって債権がないということを確認する、要するにこれで法的にこの和解条件でございますので、ここの裁判所の内容においてお互いに認知するというふうなことでございます。それでよろしいでしょうか。

（「はい。」と増谷議員、呼ぶ）

○議長（中山 進）

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

8番、佐々木裕哲君。

○8番（佐々木裕哲）

訴訟の和解の件につきまして、反対の立場から討論させていただきます。

この件につきましては、議会で採択するとき、意見は半々に分かれ、1票差において可決されました。そのとき私は、行政が町民に対して訴訟をすべきでない、できるだけ話し合いで解決したらどうなということについて、訴訟については強く反対の意見も述べさせていただきました。その結果、これはもう議会の議決でございますので、訴訟に踏み切り、判決直前になり和解するという案件でございます。行政があれだけ強く進んだ。しかし、途中で都合が悪くなったから、和解とは私は納得できません。時効の件、また当時の不動産の所有権の移転の問題、証拠もなにもない上での訴訟、何と詰めの甘い訴訟だと私はずっと思っていました。結局、それが結果としてあらわれてきたんじゃないかなと思うんですけども、行政は一たん決めたことは、私はやるべきだと思います。

それと同時に、一番気になるのは、この和解によりほかで境界明示がされてない物件、土地、特に町が関係する物件が多々あると聞いております。たやすく和解を行うと、後に大きな問題、この件が必ず事例となり、行政がこれに対応していかなければならないと思います。今、和解をすれば経費が少なくなるということも事実だと思いますが、そういう問題では私はないと思います。和解については、今後のことも十分考えるべきだと私は思います。

これで反対の討論とさせていただきます。

○議長（中山 進）

ほかに討論はありませんか。

17番、亀井次男君。

○17番（亀井次男）

僕の考えは、賛成という立場からでございます。

先日の全員協議会でいろいろの御説明もいただき、またこの本会議場で、その中で討論として賛成であるか、反対であるかという討論が筋かなと思ってたんですが、やっぱりこれを提案してきて、もう一度採決までにお聞きしたいと思って、僕も質問させていただきました。そして、言いたいこと、考えていることの中で思っていることも聞き、町長また担当部長からも明確な御答弁をいただいたと。賛成ということです。

今の反対意見の中では、町民と町が裁判すべきではない、僕もそう思います。ただし、これをこそっと法律にのっとらんとした場合に、町の背任行為、そのときの町長

とか担当者が処分を食らうと思います。

また、勝つか負けるかということん行きなっというようなことはあんまり、できるだけ町民を穏やかな形の中で、水害も金屋から上と言うてたけど、まあ地籍は済んだんやけど、環境センターのそこから金屋橋まで、特に有田川の堤防は東へ何したんで、向こうが換地ができて、こっち側の上中島から尾中までというのが全部川の中にあったと。そういうようなことの中でも、できるだけ今後も裁判せずに、そして法律にもそぐわんと、できるだけ今後は解決していただきたいと。ただ、今回の件については、同僚議員も僕も質問させていただいたような、この中で和解をする中で御答弁をいただいたんで、それはもう良として賛成したいと思いますんで、僕の賛成討論を終わります。以上です。

○議長（中山 進）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（中山 進）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第19 諮問第1号……………

○議長（中山 進）

日程第19、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

お諮りします。

本件は、適任との意見を答申することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、本件は適任との意見を答申することに決定しました。

しばらく休憩したいと思います。

~~~~~

休憩 10時36分

再開 10時50分

~~~~~

○議長（中山 進）

再開します。

……………日程第20 議案第65号……………

○議長（中山 進）

日程第20、議案第65号、平成24年度下非第1号土生工区污水管渠布設工事に伴う水道管の移設工事の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第21 議案第66号……………

○議長（中山 進）

日程第21、議案第66号、平成23年度繰越吉備中学校屋内運動場改築工事の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中山 進）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第 2 2 選挙第 6 号……………

○議長（中山 進）

日程第 2 2、選挙第 6 号、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、当議会の委員会構成が再編されたことにより、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の楠部重計君が広域連合議会議員を辞職し欠員となりましたので、広域連合規約第 8 条の規定により、本町議会議員の中から 1 名の議員を選挙するものであります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 1 1 8 号第 2 項の規定により、議長において指名推選したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は議長において指名することに決定しました。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に増谷憲君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名いたしました増谷憲君を、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました増谷憲君が、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました増谷憲君が議場におられますので、会議規則第 3 3 条第 2 項の規定により当選の告知をします。

……………日程第 2 3 農業委員の推薦について……………

○議長（中山 進）

日程第 2 3、農業委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、議会推薦の農業委員は 2 人とし、有田川町大字下津野 5 6 6 番地、中山正隆君、有田川町大字徳田 8 3 1 番地 1、殿井堯君、以上の方を推薦したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の農業委員は 2 人として、中山正隆君、殿井堯君、以上の方を推薦することに決定しました。

……………日程第 2 4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件……………

○議長（中山 進）

日程第 2 4、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配付しました議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。閉会中よろしくお願いいたします。

……………日程第 2 5 常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件……………

○議長（中山 進）

日程第 2 5、常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件を議題とします。

各常任委員長から、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配付しました常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件名表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。閉会中よろしくお願いいたします。

……………日程第26 特別委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（中山 進）

日程第26、特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各特別委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました特別委員会の閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。閉会中よろしくお願いいたします。

……………日程第27 議員の派遣の件……………

○議長（中山 進）

日程第27、議員の派遣の件を議題とします。

会議規則第121条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、配付のとおり議員を派遣することに決定しました。よろしく申し上げます。

……………日程第28 議長への委任について……………

○議長（中山 進）

日程第28、議長への委任についてをお諮りします。

本定例会におけるすべての議決事件等について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了いたしました。
会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成24年第2回有田川町議会定例会を閉会します。

~~~~~

閉会 11時00分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

有田川町議会議長            中   山            進

7   番   議   員            湊            正   剛

13番   議   員            新   家            弘